

公益社団法人茨城県青少年育成協会定款細則

(趣旨)

第1条 この細則は、公益社団法人茨城県青少年育成協会定款の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(正会員の入会及び退会)

第2条 この法人の正会員になろうとするものは、入会申込書(様式第1号)を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 この法人を退会するときは、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。

(賛助会員の入会及び退会)

第3条 この法人の賛助会員になろうとするものは、入会申込書(様式第2号)を会長に提出し、承認を得なければならない。

2 この法人を退会するときは、理由を付して会長に退会届を提出しなければならない。

(賛助会費)

第4条 賛助会員は、1口以上の賛助会費を納入しなければならない。

2 賛助会費の額、納入時期等は、別に定める会費納入規程の定めるところによる。

(事務局)

第5条 この法人の事務局に、次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 館長
- (3) 事務局次長
- (4) 副主査
- (5) 係長
- (6) 主任
- (7) 主事

2 この法人の事務を処理するため、必要がある場合は臨時職員をおくことができる。

3 この法人の業務を処理するため、必要がある場合は常勤及び非常勤の嘱託員をおくことができる。

(職員の人事)

第6条 職員の採用は選考によるものとし、任免その他の人事については、会長がこれを行う。

(職員の定年等)

第7条 職員の定年等に関しては、茨城県職員の定年等に関する条例に準ずる。

(職員の服務)

第 8 条 職員の服務に関しては、茨城県職員服務規程に準ずる。

(職員の給与)

第 9 条 職員の給与に関しては、茨城県職員の給与に関する条例及び規則に準ずる。

ただし、必要があれば別に給料表を定めることができる。

(職員の退職手当)

第 10 条 職員の退職手当に関しては、茨城県職員の退職手当に関する条例に準ずる。

ただし、事務局長及び館長にあっては、退職手当を支給しない。

(職員の旅費)

第 11 条 職員の旅費に関しては、茨城県職員の旅費に関する条例及び茨城県職員の旅費に関する規則に準ずる。

ただし、事務局職員の水戸市内への旅行については、次のとおり支給する。

- | | |
|-----------------|--------|
| (1) 自家用車を利用した場合 | 320円 |
| (2) バスを利用した場合 | バス料金相当 |

(その他)

第 12 条 その他、事務局職員に関しては、茨城県条例、規則等を参照し、会長が決定する。

(補則)

第 13 条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、社団法人青少年育成茨城県民会議と財団法人茨城県青少年協会の合併の登記の日（平成 24 年 10 月 1 日）から施行する。
- 2 この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益社団法人の設立の登記の日（平成 26 年 4 月 1 日）から施行する。